


第2回改正労働法等セミナー

 主催 厚生労働省群馬労働局

パートタイム労働法、省令及び指針が改正され、平成27年4月1日から施行されます。本セミナーでは、パートタイム労働者の一層の公正な待遇の確保や、納得性を高めるための措置など、今回のパートタイム労働法の改正点を中心にご説明いたします。

また、「プラチナくるみん」の創設などを定めた改正次世代育成支援対策推進法や、有期雇用労働者等に関する特別措置法、改正労働安全衛生法及び雇用関係の助成金についても併せてご説明いたします。

日 程	会 場	時 間	定 員
平成27年2月19日(木)	利根沼田文化会館第2・3会議室 (沼田市上原町1801番地の2)	13:30~16:15	56名
平成27年2月24日(火)	太田市学習文化センター第一研修室		80名
平成27年3月3日(火)	(高崎市問屋町2丁目7番地)		120名

2/24、3/3は定員に達したため、申込みは締め切らせていただきました。

【内容】

- ・改正パートタイム労働法について (群馬労働局雇用均等室)
- ・キャリアアップ助成金について (群馬労働局職業安定部職業対策課)
- ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について (群馬労働局労働基準部監督課)
- ・改正労働安全衛生法(ストレスチェック制度等)について (群馬労働局労働基準部健康安全課)
- ・改正次世代育成支援対策推進法及び両立支援等助成金について (群馬労働局雇用均等室)

申込み

下記申込書によりFAX等で、**平成27年2月6日(金)**までに
お申し込み下さい。(但し、定員になり次第、締め切らせていただきます。また、
定員の都合上、会場の変更についてご連絡させていただく場合があります)



問合せ先

群馬労働局 雇用均等室 ☎ 027-210-5009

FAX 027-210-5104 (群馬労働局 雇用均等室)

第2回改正労働法等セミナー参加申込書

※ 2/24(高崎会場)、3/3(太田会場)の申込は締め切りしました

事業所名	
所在地 (電話番号)	
参加者名	
参加日程	

※ご記入いただいた個人情報について、本セミナー以外の目的で使用することはありません。

※駐車台数に限りがありますので、「複数人」でのお申込みの場合には乗合でご来場いただきますようお願いいたします。

また、**詰め込み駐車**にご了承下さい。

2月19日会場案内図



利根沼田文化会館

〒378-0051

沼田市上原町1801番地の2

☎ 0278-24-2935

2月24日会場案内図



太田市学習文化センター

〒373-0817

太田市飯塚町1549番地の2

☎ 0276-48-6280

3月3日会場案内図



ビエント高崎

〒370-0006

高崎市問屋町2丁目7番地

☎ 027-361-8243